

那須塩原市告示第80号

那須塩原市牛乳等による那須塩原駅周辺活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年 6月 5日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



那須塩原市牛乳等による那須塩原駅周辺活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、牛乳等による那須塩原駅周辺活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、第4条に規定する補助対象者に対し、第5条に規定する補助対象事業に要する費用の一部を補助することにより、那須塩原駅周辺での催事の開催を推進し、もって当該地域のにぎわいの早期創出及び定常化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 牛乳等 生乳から生産される牛乳及び乳製品をいう。
- (2) 那須塩原駅周辺 大原間西1丁目（那須塩原市営駐車場条例（平成17年那須塩原市条例第187号）第2条に規定する那須塩原市営那須塩原駅西口駐車場を除く。）、方京1丁目、方京2丁目、沓掛1丁目、沓掛2丁目及び前弥六南町並びに那須塩原駅東口広場をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に自己の住所、事業所、営業所又は作業場があるもの
- (2) 少なくとも令和13年まで催事を継続する意思があること。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 官公署に必要な書類を提出し、又は関係機関と調整する能力を有するもの
- (5) 本人、役員又は使用人のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、催事の開催の信用を失墜させるおそれがあると認められるものでないもの

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象とする事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 牛乳等の消費拡大及び普及促進に寄与する催事であること。
- (2) 那須塩原駅周辺内を会場とする催事であること。
- (3) 市（企画部那須塩原駅周辺整備室）、地域おこし協力隊、関係する催事開催者及びチーズ研究を行う団体で市長が指定するものと連携して催事であること。
- (4) 材料、資材及び人材を市内で調達するよう努める催事であること。
- (5) 「2050 Sustainable Vision 那須塩原～環境戦略実行宣言～」に配慮した催事であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象とする経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テント、音響設備、仮設トイレ、ごみ箱等の運営用設備のレンタルに係る経費
- (2) 牛乳等の購入に係る経費（販売の用に供するものを除く。）
- (3) ポスター、チラシ、インターネット広告等の催事の広告に係る経費
- (4) 交通整理員、交通誘導員等の安全管理に係る経費
- (5) 交通規制、道路使用等の申請手数料
- (6) 催事の目的、価値観、デザイン等を共有するための会議に係る経費（食糧費を除く。）
- (7) 出展者相互協力による新商品開発に係る経費

(8) ボランティアスタッフに対する謝金及び食糧費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額に次の各号に掲げた年度に応じた率を乗じて得た額とし、催事1件につき各会計年度内の交付上限額を150万円とする。

- (1) 令和7年度 50%
- (2) 令和8年度 25%
- (3) 令和9年度 10%

2 前項の規定にかかわらず、毎年度6月末日までに複数の申請があった場合の補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。この場合において、各申請に対する補助金の額の算定方法は、前項と同様とする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の保管期間)

第9条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年6月5日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。